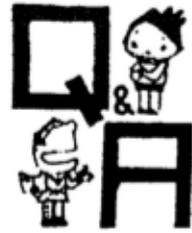


あなたの年金相談室



Q 老齢基礎年金を受給するためには、何年加入しなければなりませんか。

A 一、老齢基礎年金は、六十五歳に達したときに支給されますが、受給するための資格要件として六十五歳に達する月までに次の期間を合算して二十五年以上あることが必要です。



国民年金協力で  
知事表彰

11月29日大月市民会館で、国民年金事業の推進に積極的に協力し多大の功績があった国民年金協力組織及び民間協力者に対する知事表彰が行われました。

都留市関係では、次の組織及び個人の方が受彰されました。

個人表彰

- 市川鉄造氏 (大幡)
- 神座嘉則氏 (中央一丁目)

組織表彰

- 四日市場第一納税組合 (組合長 飯野利光氏)
- 中津森下組納税組合 (組合長 高山清重氏)

- ① 保険料納付済期間(厚生年金保険又は船員保険者期間のうち、昭和三十六年四月一日から、改正法施行日の前日までの期間を含みます。)
- ② 任意加入できる人(学生被用者年金制度の老齢、退職年金の受給権者、在外邦人)が任意加入しなかった期間
- ③ 改正前の国民年金法により任意加入しなかった期間(昭和三十六年四月一日以後の二十歳以上六十歳未満の期間に限る。)
- ④ 共済組合員であった期間(原則として昭和三十六年四月一日以後の期間に限られます。)

なお、被用者年金制度の被保険者の配偶者であつて国民年金に任意加入しなかった期間のほか、昭和三十六年四月一日以後の二十歳以上六十歳未満の海外にいた期間、厚生年金保険や船員保険の脱退手当金を受けた期間で昭和三十六年四月以降の期間についても、原則としてカラ期間として認められることとなりまして、(ただし、脱退手当金を受

表 一

56歳	57歳	58歳	59歳	施行日の年齢	生年月日	期間
昭和5年4月1日	昭和4年4月2日	昭和3年4月1日	昭和2年4月2日	大正15年4月2日	昭和2年4月1日	21年
昭和5年4月1日	昭和4年4月1日	昭和3年4月2日	昭和2年4月2日	昭和2年4月1日	昭和2年4月1日	22年
昭和5年4月1日	昭和4年4月1日	昭和3年4月2日	昭和2年4月2日	昭和2年4月1日	昭和2年4月1日	23年
昭和5年4月1日	昭和4年4月2日	昭和3年4月1日	昭和2年4月2日	昭和2年4月1日	昭和2年4月1日	24年

表 二

30歳	31歳	32歳	33歳	34歳以上	施行日の年齢	生年月日	被用者年金保険の被保険者期間
昭和31年4月1日	昭和30年4月2日	昭和29年4月1日	昭和28年4月2日	昭和27年4月1日	昭和27年4月1日以前に生まれた人	昭和27年4月1日以前	20年
昭和31年4月1日	昭和30年4月2日	昭和29年4月1日	昭和28年4月2日	昭和27年4月1日	昭和27年4月1日から昭和28年4月1日まで	昭和27年4月1日から昭和28年4月1日まで	21年
昭和31年4月1日	昭和30年4月2日	昭和29年4月1日	昭和28年4月2日	昭和27年4月1日	昭和27年4月1日から昭和28年4月1日まで	昭和27年4月1日から昭和28年4月1日まで	22年
昭和31年4月1日	昭和30年4月2日	昭和29年4月1日	昭和28年4月2日	昭和27年4月1日	昭和27年4月1日から昭和28年4月1日まで	昭和27年4月1日から昭和28年4月1日まで	23年
昭和31年4月1日	昭和30年4月2日	昭和29年4月1日	昭和28年4月2日	昭和27年4月1日	昭和27年4月1日から昭和28年4月1日まで	昭和27年4月1日から昭和28年4月1日まで	24年

国民年金任意加入被保険者  
現況届提出期限 一月三十一日

けた人については、施行日以後に保険料納付済期間を有することが必要です。

二、また、国民年金発足時に三十一歳以上であったため、六十歳に達するまでに二十五年の受給資格期間を満たすことが困難であることにより設けられていた期間短縮措置の

特例は、改正後も引き継いでおり、施行日において五十六歳以上の人は、年齢に応じて表一のように資格期間が短縮されています。

三、一方、改正前の厚生年金保険では加入期間二十年で老齢年金を支給されていたものが老齢基礎年金となったことによりこれが二十五年に延長されたわけですが、厚生年金保険の被保険者期間があり施行日において三十歳以上の人については、年齢に応じて表二のように資格期間が短縮されています。

このほか、中高齢者についての受給資格期間の特例廃止に伴う所要の経過措置も設けられています。